

求人者のみなさまへ（無料）

社会福祉法人 社会福祉協議会 福祉無料職業紹介事業所
（くれ福祉人材人材バンク）

運営に関する目的

社会福祉法人呉市社会福祉協議会福祉無料職業紹介所「くれ福祉人材バンク」（以下、「バンク」という。）は、社会福祉法人呉市社会福祉協議会が公共に奉仕する目的のもと、福祉人材を対象として無料で職業紹介を行うものとする。

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

1. あっせん対象機関等取扱範囲

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む）
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 行政が実施する相談所
- (7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等)の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

2. 取扱対象職種

上記の(1)～(5)の事業所については、従事するすべての職種

(6)、(7)の事業所については、社会福祉分野の国家資格を持つ専門職に限る

3. 取扱対象地域

呉市内全域

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 福祉サービス課長 花房政宏 です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の求職者から情報の開示請求が行われた場合は、その請求に基づき求職者が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、これに基づき訂正の請求が行われた場合、当該請求が客観的事実に合致するときには、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 福祉サービス課長 花房政宏 です。

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

その他

労働者の賃金については、労働基準法第24条に基づき、直接、労働者に支払ってください。本バンクの業務についてご不明な点につきましては、担当者にお尋ねください。